

諮問番号： 平成30年度諮問第1号

答申番号： 平成31年度答申第1号

答申日： 令和元年7月24日

事件名： 教育長の公用車の使用基準に関する文書及び教育長の特定の行為に  
関してその正当性を示す文書の非公開決定に関する件

## 答申書

### 第1 審査会の結論

「上尾市教育長は距離的にどこの範囲まで公用車を使用するのか（あるいは公用車使用が可能なのか）」が判別できる文書、資料等（以下「本件対象文書1」という。）につき、上尾市情報公開条例（平成11年上尾市条例第30号。以下「条例」という。）第11条第3項の規定により、上尾市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った、公開請求に係る行政文書を保有していないことによる非公開決定処分（以下「本件処分1」という。）及び上尾市教育長が新政クラブの議員との酒席に出席するという行為が、中立が求められるべき上尾市教育行政をすすめる教育長という立場との整合性が取れることが判別できる文書、資料等（以下「本件対象文書2」という。）につき、同規定により、実施機関が行った、公開請求に係る行政文書を保有していないことによる非公開決定処分（以下「本件処分2」という。）はいずれも妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件対象文書1及び本件対象文書2について、いずれも「存在しないため」本件処分1及び本件処分2とされた。しかしながら、「2 審査請求の理由」で述べるとおり、いずれも必ず存在しているはずであると確信しているため、実施機関においては、本件処分1及び本件処分2を取り消し、紙ベースの文書・資料等を渉猟し、あるいはPCに保存してある文書・資料類を隅から隅まで探し求めたうえで、公開するよう求める。

#### 2 審査請求の理由

##### (1) 本件処分1について

上尾市公用車の「車両運転日報」等から容易に推測できるが、池野教育長（以下「現教育長」とする。）は、電車を利用すればより経済的に移動できる

場合にも、自動車運転手の運転で公用車を利用している。

上尾市の財政の主な歳入としては、市民からの血税に依拠していることは自明であり、これは現教育長による公費の無駄遣いである。公費の支出は厳密であるべきで、それゆえ「どの範囲まで公用車が使用できるのか」についても、必ず基準があるはずである。さもなければ無制限に公用車を使えることになってしまい、上尾市民として到底看過できない話である。

たとえば、前の教育長である岡野氏（以下「前教育長」とする。）はどのような会合にどの程度遠くまで公用車を使用したのか、電車等使用との線引きをどうしていたのか、現教育長への引き継ぎはどうだったのか、検証する方法はいくらでもあるはずである。行政だけでなく、常識的に考えて、通常、後任者は「前はどうしていただろうか」と記録等を参考にして前例を踏襲するのは一般的な対応であると言うことができ、前教育長の公用車の使用に関する記録は、十分にひとつの基準・目安になるものである。その記録もひとつの目安として「こういう記録もありました」として、審査請求人に公開すべきである。

さらに、審査請求人が情報公開請求で入手した4月1日から7月13日までの「車両運転日報」を分析すると、現教育長が公用車を使用する「パターン」が見えてくる。それは、次の点に集約できる。

- (1) 平日の朝は公用車を使っていない（「自宅まで」あるいは「自宅から」は渋滞するということが理由と思われる。）
- (2) 市教育センターや文化センターなど、市役所からごく近距離であっても、帰路が遠回りになるにもかかわらず（＝市教育センターに行く場合）公用車を使っている（とりわけ、市教研など、教職員が多数集まる会場には公用車で乗りつけている）。

しかし、横浜市で開催された「平成30年度 関東地区都市教育長協議会」は、平日に開催されているにもかかわらず現教育長は公用車を使用しており、上記(1)の「平日の朝は公用車を使わない」という原則を逸脱している。

ここで、次のとおり一つの推測が生まれる。

「現教育長は、公用車の使用の目安について前教育長から聞いており、（文書にしたためて）その内容を実施機関も把握していたのではないか。その目安というのは「関東地区都市教育長協議会に行く際には、場所にかかわらず公用車を使うこと」や「市教研その他教職員が多数集まる場所には公用車で乗りつけること」などが想定される。それらの目安は現教育長の公用車使用に関して十分に基準になり得るものであり、実施機関のPCにデータとして保存されてい

るのではないか。」

以上より、本件対象文書1は必ず存在しているはずであるため、実施機関は再度精査の上、情報を公開するよう求める。

(2) 本件処分2について

7月2日の上尾市公用車の「車両運転日報」に「新政クラブ懇親会」とあり、その時点からの「運行時間」は17時30分から22時45分、「運行区間」の最後は自宅になっている。時間帯から考えても「懇親会」とはすなわち酒席であり、現教育長は「新政クラブ懇親会」への出席は「公用」であるとして公用車を使用したことになる。そうであれば、市議会の特定の会派との夜の懇親会に出席すること自体が「公務」となり、それに関する文書・資料等があるはずである。

実施機関のホームページには「教育委員会のあらまし」として、次の文言が掲載されている（2018年11月27日現在）。

「地方公共団体が処理する教育関係の事務については、その政治的中立を維持することが強く要請され、また行政の安定性、継続性も求められていることから、すべての都道府県、市区町村などに合議体の執行機関として教育委員会が置かれることとされています。」

「新政クラブ」が上尾市議会の特定の会派（保守系）であることは自明であり、「政治的中立を維持することが強く要請され」ている上尾市教育委員会のトップである現教育長が、当該懇親会に出席していることは、「政治的中立を維持している」とは言えず、問題である。また、当該懇親会に出席した後、公用車を使用して自宅まで送り届けさせていることも問題である。

おそらく、現教育長が市議会の特定の会派との懇親会に出席するのには、市民が納得できるだけのよほどの理由があったに違いない。その理由が判別できる文書や資料も当然あると考えられる。

現教育長は、前教育長も市議会の特定会派である新政クラブとの夜の懇親会に出席していたことを把握していたと考えられる。またそれ以外にも、どの会合に出席するのかなどについて、（おそらく文書にしたためて）その内容は実施機関も把握していたと考えられる。さらに、そうした夜の懇親会だとしても、公用車で自宅まで送らせても誰にもとがめられることはない、ということをお前教育長から聞いており、そうした詳細は実施機関のPCにデータとして保存されていることも考えられる。

以上より、本件対象文書2は必ず存在しているはずであるため、実施機関は

再度精査の上、情報を公開するよう求める。

### 第3 実施機関の弁明の要旨

#### 1 実施機関の考え方

本件対象文書1及び本件対象文書2について、いずれも存在しないことは事実であり、また存在しないことが不自然であるとは言えない。よって、本件審査請求には理由がなく、棄却されるべきである。

#### 2 理由

##### (1) 本件処分1について

審査請求人は、「どの範囲まで公用車が使用できるのか」についても、必ず基準があるはずである。」と主張する。しかしながら、本件対象文書1が存在しないということは、事実である（ただし、上尾市車両管理規程（昭和55年上尾市訓令第23号）第10条には「車両は、公務で使用する場合以外は、使用してはならない。」「車両の使用時間は、勤務時間内とする。」と、車両の使用の範囲の原則が規定されている。）。

また、「前教育長はどのような会合にどの程度遠くまで公用車を使用したのか、電車等使用との線引きをどうしていたのか、現教育長への引き継ぎはどうだったのか、検証する方法はいくらでもあるはずである。」と審査請求人は主張する。しかしながら、前教育長と現教育長との引継書類には、公用車の使用方法、使用要領に関するものは存在せず、また、前教育長が「会合等にどの程度遠くまで公用車を使用したのか、電車等使用との線引きをどうしていたのか」については記録としては存在しても、それは単なる事実の記録であって、現教育長の公用車の使用の仕方を拘束するものでもなく、到底基準とはいえない。たとえば、前教育長の例を基に、その中の合理的な判断部分を現教育長自らが、あるいは教育委員会が基準とすることを決定したのであれば、基準となるものである。本件処分1に係る情報公開請求がされた時点において前教育長の例を基にした基準は存在しない。

##### (2) 本件処分2について

審査請求人は、「おそらく、現教育長が市議会の特定の会派との懇親会に出席するには、市民が納得できるだけのよほどの理由があつたに違いない。その理由が判別できる文書や資料も当然あると考えられる。」と主張し、また、「市議会の特定の会派との夜の懇親会に出席すること自体が「公務」となり、それに関する文書・資料等があるはずである。」と主張する。しかしながら、

新政クラブ議員との酒席に出席するという行為が、中立が求められるべき上尾市教育行政をすすめる教育長という立場との整合性が取れることが判別できる文書、資料等が実施機関に存在しなければならない理由はなく、本件対象文書2が存在しないことは、事実相違ない。

#### 第4 審査請求の経緯及び調査審議の経過

##### 1 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成30年8月14日、条例第6条第1項の規定により本件対象文書1及び本件対象文書2についての公開を請求した。
- (2) 実施機関は、平成30年8月27日に、条例第11条第3項の規定により、本件対象文書1及び本件対象文書2について、いずれも保有していないことを理由に本件処分1及び本件処分2を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、本件処分1及び本件処分2を不服として、平成30年9月21日に実施機関に対して、本件処分1及び本件処分2を取り消し、本件対象文書1及び本件対象文書2の公開を求めるため、本件審査請求を行った。
- (4) 実施機関は、平成30年10月26日に審査請求人に弁明書を送付し、当該弁明書の写しを添えて審査会に諮問した。

##### 2 調査審議の経過

当審査会における調査審議の経過は次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成30年10月26日	実施機関より、諮問書及び弁明書の写しを受理
平成30年11月28日	審査請求人より、反論書及び証拠物件を受理
平成30年12月10日	実施機関より、弁明書の一部訂正を受理
平成31年1月8日	審査請求人より、反論書及び証拠物件を受理
平成31年1月29日 (審査会 1回目)	争点整理
平成31年3月8日 (審査会 2回目)	審査請求人による口頭意見陳述の実施及び実施機関からの意見聴取並びに答申案の検討
令和元年5月30日 (審査会 3回目)	答申案の検討

令和元年7月19日  
(審査会 4回目)

答申案の検討及び決定

## 第5 審査会の判断

### 1 本件対象文書1の存否について

当審査会が確認したところ、上尾市車両管理規程（昭和55年訓令第23号）第10条において、「車両は、公務で使用する場合以外は、使用してはならない。」「車両の使用時間は、勤務時間内とする。」とあるが、「距離的にどこの範囲まで公用車を使用することができるのか」について規定はない。実施機関は、この他にも基準となるものはなく、本件対象文書1は存在しないと主張する。

一方審査請求人は、「上尾市教育長は距離的にどこの範囲まで公用車を使用するのか」ということについて「必ず基準があるはず」と主張し、証拠物件として平成29年度決算書、平成30年度予算書及び上尾市監査委員事務局の業務が判別できる文書を提出している。

ここで、文書不開示決定処分取消等請求事件（平成26年7月14日判決最高裁判所第二小法廷 平成24年（行ヒ）第33号）の判決において、「開示請求の対象とされた行政文書を行政機関が保有していないことを理由とする不開示決定の取消訴訟においては、その取消しを求める者が、当該不開示決定時に当該行政機関が当該行政文書を保有していたことについて主張立証責任を負うものと解するのが相当である。」との判断が示されている。

審査請求人が提出した証拠物件については、「車両管理運行事業が予算措置され、執行されていること」、「予算の執行について監査が行われること」を示しているにすぎず、本件対象文書1を実施機関が保有していることを立証していると言うことはできない。また、実施機関の主張について特段不自然な点はなく、本件対象文書1を実施機関が保有していることを推認できるとは言えない。

また、「常識的に考えて、通常、後任者は「前はどのようにしていただろうか」と記録等を参考にして前例を踏襲するのは一般的な対応であると言うことができ、前教育長の公用車の使用に関する記録は、十分にひとつの基準・目安になるものである。」と審査請求人は主張する。一方、実施機関は「前教育長の公用車の使用に関する記録は、単なる事実の記録にすぎない」として、当該記録を本件対象文書1として特定しなかった。

そもそも前教育長の公用車の使用に関する記録の公開を求めるのであれば、その文書が明確に特定できるように（別に）公開請求をすればよいのであって、本件対象文書1における記載内容から判断し、実施機関が当該記録を特定しなかったことが、不合理であるとは言えない。

以上、本件処分1は妥当である。

## 2 本件対象文書2の存否について

審査請求人は、本件対象文書2が必ず存在する理由として、「おそらく、現教育長が市議会の特定の会派との懇親会に出席するのには、市民が納得できるだけのよほどの理由があったに違いない。その理由が判別できる文書や資料も当然あると考えられる。」と主張し、さらに、「どの会合に出席するのかなどについて、（おそらく文書にしたためて）その内容は実施機関も把握していたと考えられる。さらに、そうした夜の懇親会だとしても、公用車で自宅まで送らせても誰にもとがめられることはない、ということを前教育長から聞いており、そうした詳細は実施機関のPCにデータとして保存されていることも考えられる。」と主張する。しかし、これらは審査請求人の憶測や考えであり、この主張をもって、本件対象文書2を実施機関が保有していることを審査請求人が立証しているとは言えず、また、本件対象文書2を実施機関が保有していることを推認することもできない。

また、実施機関の「新政クラブ議員との酒席に出席するという行為が、中立が求められるべき上尾市教育行政をすすめる教育長という立場との整合性が取れることが判別できる文書、資料等が実施機関に存在しなければならない理由はなく、本件対象文書2が存在しないことは、事実と相違ない。」とする主張に特段不自然な点は認められない。

以上、本件処分2は妥当である。

## 3 審査請求人のその余の主張について

審査請求人は、現教育長について、その公用車使用の態様及び新政クラブ懇親会に出席したことの適切性に言及しているが、本件審査請求の争点である、本件対象文書1及び本件対象文書2の存否とは直接関係がないため当審査会においては言及しない。

## 第6 付言

情報公開制度は、市民の行政文書の公開を求める権利を尊重するものであるが、その際には、公開請求者は公開請求に係る行政文書を特定するために必要な事項を実施機関に示すことが求められる。これは、実施機関が保有する行政文書について、実施機関が客観的に文書を特定できるように請求を行うことを求める趣旨である。実施機関は、請求を受け、文書の特定を行い、当該特定した文書をありのまま公開すれば足りるものであり、実施機関の見解や評価の表明を求めることまで本制度において直接保障されているものではない。実施機関はこのことを公開請求者に丁寧に説明すべきであると考えられる。

また、公開請求者においても、判断や評価を伴わない、客観的に文書の特定が可能な請求を行うよう、実施機関に協力すべきである。

本制度の一層の推進により、市政が公正で開かれたものになることを期待し、付言とする。

上尾市情報公開・個人情報保護審査会委員

会長 高松 佳子、委員 山崎 正、渡辺 英人